

組合、CO・遺族要求を提出

患者・遺族に責任負え

救済は会社の当然の義務

本紙別項記事にあるように、三池労組は重大な決意をこめてこのほどCO患者・遺族に関する要求を三井鉱山に提出した。近く団体交渉が開始されることとなるが、それと同時にCO患者とその家族、それに遺族は一斉に行動を起こす準備をすすめている。CO患者の遺族の完全な救済は、三井鉱山の当然な義務だ。

要求の概要

要求は、CO患者関係と遺族関係の二つに分かれ、さらにCO患者関係の部で傷病補償年金受給者関係と、治療認定患者(在籍者と退職者とも)関係に分かれる。その概要を見ると――

「傷病退職時まで解雇するな」
「会社補償として、平均賃金の10%支給せよ」
「入通院見舞金は月額四万円(愛川さんはその倍額)支給せよ」
「訓練のための運動服と作業服、用具の支給」
「入浴につき添い手を必要とする患者には自宅風呂を」
「CO中毒以外の治療費は、会社が負担せよ」
「死亡したとき公傷扱いに」
「退職者の生活困窮者に一定額の支給を」
「そのほか遺族関係」

「待機手当を月額七万円とする」
「両工場勤務者への生活扶助手当・生活援助手当を、各一日当たり二万円とする」
「最低一年に一回精密検査を実施し、その結果治療必要の患者は公傷扱いにすること」
「医師の診断にもとづく労働時間の短縮」
「配転者の前取補償」
「症状悪化のため治療を必要とする場合、治療費・休業手当の補償を」
「福利厚生は、退職者も在籍者同様に」
「死亡したときは公傷扱いにすること」
「被

原告として思う

CO患者 米田 政男

三池労組・三池主婦会の皆様、毎日毎日苦勞様です。年々月日が過ぎ去り、人ひとからは遠く忘れられようとしておりますが、私たち炭掘る仲間には一日たりとも忘れることができません。私自身CO患者の一人ですが、

夫の将来が心配

CO患者家族

あ、暗い地底の坑内で次々とたおれて行った仲間の声、まだ耳に残っているのです。また、CO中毒のため一人まえ

昭和三十八年二月にCO患者の主人は停年をいり渡され、三回五、十萬円の退職金を受け取りました。が、何も知らない本人はいまだ入院中です。

差別扱いをするな

押しつけられた障害等級に不服 じん肺患者が異議申請

このほど三池じん肺患者の会(向井芳雄会長)は、土村健二郎さんら十二人のじん肺患者の、政府の障害等級決定に対する異議申請を出した。果たしてどんな結果がえられてくるか、きびしい目で注目されている。

原告同回消息

6月25日 家族の会役員会議。
29日 坂本裁判(佐賀)に、原告団から傍聴二人参加。農薬散布のために密着が死滅したため、その損害を請求したもの。農薬公害を裁く裁判として、注目すべき裁判。
7月4日 傷病年金受給者は、全員一級に認定すべきだとして、中央の労働省と交渉。(組合三役)
5日 原告団編集会議。
7日 原告団役員会議。対資本闘争と、今後の取り組みについて。
12日 スモン裁判勝利のため、決起集会に代表参加。
13日 スモン裁判公判(結審)に参加。
アソニート工場ブロック集会。
14日 原告団役員会議。対資本闘争の具体的な取り組み。
なお遺族会長・溝口生松さんが、六月二十八日中友病院に入院。新港作産所の松本重則さんが、七月七日天領病院に、また田中雄さん(退職者)が、七月十一日天領病院に入院。一日でも早く快癒されんことを祈ります。

被告、引きのばし策動

福岡スモン訴訟事実上結審

福岡スモン裁判(原告九十一名、被告四十八名)は、四月十八日五月に提訴以来、被告製薬会社や福岡の責任を追究し、早期結審、公正判決、完全救済をめざしてきびしい闘いを切り開いてきた。七月十三日の公判で被告側の最終弁論が終り、論争が事実上結審となり、被告は、この集会上で、被告側はカルテ提出、鑑定についての地裁決定を不満として高裁に抗告、高裁がこの申請を認め、十月に双方が意見書を提出することになり、今年中の判決は無理な見通しとなりました。

CO患者家族

はじめの頃一月に六千円ずつもらった見舞金は、その後は本人の責任で、CO中毒症以外の病気の治療は、国民保険でなければならず、三分の一は個人負担です。

昭和三十八年二月にCO患者の主人は停年をいり渡され、三回五、十萬円の退職金を受け取りました。が、何も知らない本人はいまだ入院中です。

昭和三十八年二月にCO患者の主人は停年をいり渡され、三回五、十萬円の退職金を受け取りました。が、何も知らない本人はいまだ入院中です。